

# 精神神経薬理学専門医制度 2026 年

## 認定＜更新＞申請要項

専門医・指導医・研修施設とも、5年毎に認定の更新が必要です。更新対象者が締切日までに更新手続きを行わない場合、認定が取り消される場合もございますのでご注意ください。

留学等で手続きが難しい場合、その旨を事前に申請してください。(細則第8条(5))

- I. 申請受付種目 専門医、指導医、および研修施設の認定更新
- II. 更新申請受付締切 2026年12月15日(火) 郵送必着
- III. 申請方法 以下に従って必要書類を提出してください。

### 1. 専門医認定更新申請

◇ 専門医は5年毎に認定の更新が必要です。(規則第13条)

専門医認定を更新するには、次の手続きが必要です。

- 1) 専門医認定更新申請書(様式6)に取得した単位を証する書類および精神保健指定医証(写し)または日本精神神経学会の専門医証(写し)を添付して専門医制度委員会に提出してください。(細則第8条(4))
- 2) 更新審査料12,000円の銀行振込の控え(利用明細票の写し)を添付してください。
- 3) 5年間に取得すべき単位数は60単位以上です。
  - ・臨床精神神経薬理学セミナー、あるいは臨床精神薬理教育セミナー受講による単位は必須です。eラーニングでセミナーを受講した場合は臨床精神神経薬理学セミナーと臨床精神薬理教育セミナー両eラーニング受講を必須とする。(細則第8条(1))
  - ・申請に必要な学術活動などに関する項目と単位数は下記のとおりです。
  - ・論文とは原著、著書、総説(ミニレビューは除く)および症例報告です。また、同一セミナーの集合研修とeラーニングの受講による重複した単位取得は認められない。

(1) 日本臨床精神神経薬理学会学術集会または日本神経精神薬理学会学術集会参加:

10単位(各学術集会)

(2) 日本臨床精神神経薬理学会学術集会または日本神経精神薬理学会学術集会での演題発表(筆頭者に限る):

5単位(各学術集会)

(3) 臨床精神神経薬理学セミナー受講:

10単位(各セミナー)

(4) 臨床精神薬理教育セミナー受講:

10単位(各セミナー)

(5) 臨床試験-倫理教育セミナー:

8単位(各セミナー)

(6) 臨床精神神経薬理学セミナーeラーニング受講:

8単位(各セミナー)

(7) 臨床精神薬理教育セミナーeラーニング受講:

8単位(各セミナー)

(8) 臨床試験-倫理教育セミナーeラーニング受講:

6単位(各セミナー)

※いずれか  
必須

- (9) 上記3種類のセミナーでの講師： 12単位（各セミナー）
- (10) 専門誌への論文掲載 筆頭者： 10単位（各論文）  
 ただし、掲載誌が Clinical Neuropsychopharmacology and Therapeutics (CNPT) または  
 Neuropsychopharmacology Reports (NPPR) 筆頭者の場合： 12単位（各論文）
- (11) 専門誌への論文掲載 共著者： 3単位（各論文）  
 ただし、掲載誌が Clinical Neuropsychopharmacology and Therapeutics (CNPT) または  
 Neuropsychopharmacology Reports (NPPR) 共著者の場合： 5単位（各論文）
- (12) 治験の実施： 2単位（各症例）
- (13) 精神神経薬理学に関する国際学会\*1参加： 6単位（各学術集会）
- (14) 精神神経薬理学に関する国際学会\*1での演題発表（筆頭者に限る）： 3単位（各学術集会）
- ※国際学会とは American College of Neuropsychopharmacology (ACNP), Asian College of  
 Neuropsychopharmacology (AsCNP), Collegium Internationale Neuro-Psychopharmacologicum  
 (CINP), European College of Neuropsychopharmacology (ECNP), World Congress of Basic &  
 Clinical Pharmacology (WCP)の5学会を指す。
- (15) 日本臨床精神神経薬理学会が主催し、5年毎に行われるエキスパートコンセンサス関連  
 アンケートに全て（全疾患）に回答した場合： 10単位

\* 専門医と指導医の更新が同時の場合は、論文等の共通提出物は1部で可とします。

## 2. 指導医認定更新申請

◇指導医の認定期間は次回専門医更新までの最長5年毎に認定の更新が必要です。（規則第24条）

指導医認定を更新するには、次の手続きが必要です。

指導医認定更新申請書（様式9）と関係書類を、専門医更新時にあわせて専門医制度委員会に提出して  
 ください。申請に必要な報告事項は下記のとおりです。（細則第11条）

- 1) 指導医認定期間中に指導した、または指導中の研修者の名簿
- 2) 研修指導内容
- 3) 精神神経薬理学に関係した学術活動

\* 指導医は更新審査料不要です。

\* 専門医と指導医の更新が同時の場合は、論文等の共通提出物は1部で可とします。

## 3. 研修施設認定更新申請

◇研修施設は5年毎に認定の更新が必要です。（規則第16条）

研修施設認定を更新するには、次の手続きが必要です。

研修施設認定更新申請書（様式8）に關係書類を添えて専門医制度委員会に提出してください。申請  
 に必要な事項は下記のとおりです。（細則第9条）

- 1) 研修施設において研修した、または研修中の医師の名簿
- 2) 勤務する指導医の名簿
- 3) 実施した研修プログラムや教育的行事の詳細。これには精神神経薬理学に関する症例検討会、抄読会、  
 セミナー、研究会、講演会、地方会を含みます。

\* 研修施設は更新審査料不要です。

#### 4. 精神神経薬理学に関係した学術活動について

- ・精神神経薬理学に関するものが対象

学術的に優れた論文であっても、精神神経薬理学との関連で論じていなければ対象外となる場合があります。一方、電気けいれん療法や光療法などの非薬物療法に関するものでも、適切な薬物療法を行う上で参考となり、精神神経薬理学との関連が論じられていれば対象となります。

- ・研究成果の形式

原著論文、教科書著書等の分担執筆、総説、症例報告が対象となります。このほかに本学会学術集会での発表（口演、ポスター）も対象となります。

外国語でも日本語でも可とします。

海外文献の翻訳、座談会や口演記録、国や財団などへの研究報告書、製薬会社から依頼された症例報告などは対象外となります。

#### IV. 審査と認定

提出された申請書類に基づいた日本臨床精神神経薬理学会および日本神経精神薬理学会専門医制度委員会の審査、および専門医認定試験に合格したものが本両学会に推薦され、両学会理事長が認定します。

\*2027年1月1日付け（認定期間5年）で認定証が交付されます。

（認定証の発送は、2027年1月下旬の予定です）

#### V. 申請にあたっての留意点

- ・学術活動評価のための書類が著書等で全体の提出が困難な場合は、評価可能な程度に省略した部分のみの提出で結構です。
- ・申請に際し得られた個人情報、本制度の運営のためのみに利用します。但し、一般社団法人日本臨床精神神経薬理学会、一般社団法人日本神経精神薬理学会会員データベースにも反映させます。また本制度規則第11条および第22条に基づき、専門医および指導医の氏名は、総会および学会ホームページ等で公示されます。

#### VI. 専門医認定更新審査料振込先（指導医・研修施設は更新審査料不要）

（専門医更新審査料：12,000円）

\*更新審査料は不課税となります

銀行/支店名：三菱UFJ銀行 / 六本木支店（店番：045）

口座番号：0102604（普通預金）

名義：一般社団法人日本臨床精神神経薬理学会専門医制度委員会

VII. 申請書類等の提出先、問い合わせ先

一般社団法人日本臨床精神神経薬理学会 専門医制度委員会 事務局

〒101-0003 東京都千代田区一ツ橋 2-4-4 一ツ橋別館 4F (株)エー・イー企画内

TEL : 03-6685-8760 / FAX : 03-3230-2479

Mail : [jscnp-ss@aeplan.co.jp](mailto:jscnp-ss@aeplan.co.jp)

<https://jscnp.org/activity/senmoni/>

(2026. 2. 27)